



目次	ページ		
規則			
◎高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1		
告示			
○救急病院の認定 (医療政策課)	1		
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	1		
公告			
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	1		

規 則			

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年9月13日	高知県知事 濱田 省司		
高知県規則第42号			
高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則			
高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。 第14条第1号中「アオサギ」を「アオサギ、ゴイサギ」に改める。			
附 則			
この規則は、令和4年9月15日から施行する。			

告 示			

高知県告示第739号			
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。 令和4年9月13日			
高知県知事 濱田 省司			
医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いずみの病院	高知市薊野北町二丁目10番53号	令4・9・1	令7・8・31

高知県告示第740号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和4年9月13日

高知県知事 濱田 省司

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区
小型まぐろ漁業

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月13日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時及び場所
令和4年11月11日（金）午前10時から正午まで
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 中会議室
- 試験の方法及び科目
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験資格
資格は、問わない。
- 提出書類
(1) 受験願書1通
(2) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 受験手数料
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 受験願書の配布場所及び請求先
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び高知県庁北庁舎2階高知県土木部用地対策課並びに同課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）で配布する。
なお、郵送により請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と記載の上、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 受験願書の受付期間及び提出先
(1) 受付期間

- 令和4年10月3日（月）から同月21日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、令和4年10月21日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
- (2) 提出先
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課
- 8 合格者の発表
(1) 令和4年11月30日（水）から同年12月7日（水）までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）に掲示する。
(2) 合格者本人には、合格証を送付する。
- 9 その他の注意事項
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
(2) 詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。